

総合計画・後期計画策定の方針

1 策定の目的

第5次総合計画は、三芳町の特性をふまえ、まちづくりの基本理念や将来像、また、それを実現するための基本目標(施策の大綱)等を示すため、計画期間を平成 28 年度(2016)から平成 35 年度(2023)までの8か年の計画として作成しました。「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」をもって構成され、「基本計画」では基本構想における基本目標(施策の大綱)に基づき、主要な基本施策を示し、各施策の現状と課題を捉えた達成目標及び所管課を設定しています。

基本計画の計画期間は、前期と後期、それぞれを4か年とし、令和元年度をもって前期計画が終了することから、令和5年度までの4年間を計画期間とする後期計画を策定します。



2 策定の方針

- (1)前期計画の進捗状況を的確に捉え、行政評価制度を活用した計画策定とします。
- (2)社会情勢の変化や三芳町を取り巻く社会環境の変化を捉え、より効率的で実現性の高い計画策定とします。
- (3)住民の声を反映できるよう、総合計画審議会を設置するとともに、パブリックコメント等住民の意見を聞く場を設け、住民の意見を反映させた計画策定とします。
- (4)各施策分野において策定した個別計画等との整合性を図り、第6次総合計画に繋がる計画策定とします。

3 策定体制

